

## 目次

### 訓令甲

- 保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）

### 告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 保安林の指定の予定告示内容の掲示（森林整備課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（同）
- 道路の区域変更（道路課）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（デジタルみやぎ推進課）

宮城県訓令甲第 4 号

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

保健所等の職員の任命に関する規程（令和 2 年宮城県訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(政策調査員)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境生活部環境生活総務課</td> <td style="text-align: center;">総括課長補佐、<u>環境生活調整担当課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(農業改良普及センター)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる地方振興事務所農業振興部若しくは<u>農業・農村振興部</u>又は地方振興事務所地域事務所農業振興部（以下「<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部等</u>」という。）の職に補され、当該<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部等</u>に勤務を命ぜられ、又は当該<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部等</u>において担当を命ぜられた者（別に定める者に限る。）は、その辞令をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに勤務を命ぜられたものとする。</p>	組織	職	[略]	[略]	環境生活部環境生活総務課	総括課長補佐、 <u>環境生活調整担当課長</u>	[略]	[略]	<p>(政策調査員)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境生活部環境生活総務課</td> <td style="text-align: center;">総括課長補佐</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(農業改良普及センター)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる地方振興事務所農業振興部又は地方振興事務所地域事務所農業振興部（以下「<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部</u>」という。）の職に補され、当該<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部</u>に勤務を命ぜられ、又は当該<u>地方振興事務所（地域事務所）農業振興部</u>において担当を命ぜられた者（別に定める者に限る。）は、その辞令をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに勤務を命ぜられたものとする。</p>	組織	職	[略]	[略]	環境生活部環境生活総務課	総括課長補佐	[略]	[略]
組織	職																
[略]	[略]																
環境生活部環境生活総務課	総括課長補佐、 <u>環境生活調整担当課長</u>																
[略]	[略]																
組織	職																
[略]	[略]																
環境生活部環境生活総務課	総括課長補佐																
[略]	[略]																

地方振興事務所（地域事務所） 農業振興部等	[略]	地方振興事務所（地域事務所） 農業振興部	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
気仙沼地方振興事務所農業・農村 振興部	[略]	気仙沼地方振興事務所農業振興 部	[略]
2 [略]		2 [略]	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 宮城県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411501117	KEYS LIFE 大崎市古川上中目西 80-3	就労継続支援 B型	株式会社 KEY.	令和 8 年 4 月 1 日

## 宮城県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、令和7年12月2日付け森整第243号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第189条の規定により、通知の内容を石巻市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和8年3月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 保安林予定森林の所在場所

石巻市水沼字板橋 59、60

### 2 所在が不明である者の住所氏名

石巻市水沼字平畑 48	高橋 正利
石巻市水沼字平畑 102	高城 清治郎
石巻市水沼字平畑 141	岩井 康壽
石巻市水沼字平畑 161	千葉 丈二
石巻市水沼字館下 28	梅本 安兵衛
石巻市水沼字寺内 2	高城 勉
石巻市水沼字寺内 76	尾張 三郎
石巻市水沼字寺内 101-1	四ノ宮 一男
石巻市水沼字横路 1-1	高橋 正
石巻市水沼字横路 117	森山 寛

### 3 通知の内容

1の森林について、令和7年12月2日宮城県告示第682号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

## 宮城県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月10日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石巻鮎川線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市渡波字クルミ浜10番25地先から 同市渡波字大畑6番1地先まで	前	13.0～71.0	725.0
	後	13.0～71.0	725.0
石巻市渡波字クルミ浜5番7地先から 同市渡波字クルミ浜10番24地先まで	前	8.5～9.0	152.5
	後	—	—
石巻市渡波字須崎浜7番16地先から 同市渡波字大畑14番16地先まで	前	8.5～45.8	412.7
	後	—	—

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
デジタルみやぎ推進課リースパソコン等賃貸借、導入設定及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月23日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
宮城県デジタルインフラ企業連合 仙台市青葉区本町一丁目2番20号
- 5 落札金額  
3,385,056,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和7年12月9日